

# 令和5年瑞穂町農業委員会6月総会

令和5年6月23日、令和5年瑞穂町農業委員会6月総会が瑞穂町役場 全員協議会室にて開催された。

## 農業委員会委員

1番 村山正信      2番 山田明弘      3番 青木一幸      4番 榎本雄一  
5番 坂田敬一      6番 長谷部冬樹      7番 清水正久      8番 榎本和夫  
9番 榎本勝昭      10番 臼井順央      11番 栗原 始      12番 上野 勝

【欠席】

## 農地利用最適化推進委員

池田幸司                      関谷博明                      西村一彦

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長      長谷部 康行      農政係長      田中 悠也  
(事務局長)                      (書記)

農政係      飯野 都佳紗

日程第1      会議録署名委員の指名

日程第2      諸報告

日程第3      議案第1号      農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号      相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告第1号      農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号      農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 5 年瑞穂町農業委員会 6 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、8 番委員の榎本 和夫さんと 9 番委員の榎本 勝昭さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第 1 号、番号 1 について担当委員より報告をお願いします。

7 番委員 (清水 正久 君) 議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 6 月 14 日 (水) 午前 10 時 50 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。権利の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、サツマイモ、ニンジン、葉物野菜を栽培しています。耕作面積は約 80 アールです。農業従事者は本人、両親、アルバイトです。農業従事日数は本人が 330 日、両親が各 50 日、アルバイトが 50 日です。所有機械は管理機 2 台、軽バン 1 台、トレーラー 1 台、乾燥機 1 台を所有しています。販路につきましては、量販店、八王子の直売所、マルシェです。

取得農地の営農計画ですが、サツマイモを栽培予定です。通作距離は徒歩 1 分です。販路については量販店、八王子の直売所、マルシェです。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号1を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号、番号2農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第1号、番号2について担当委員より報告をお願いします。

8番委員 (榎本 和夫 君) 議案第1号、番号2農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月14日(水)午前11時10分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。権利の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ニンジン、大根、ほうれん草を栽培しています。耕作面積は約50アールです。農業従事者は本人のみです。農業従事日数は300日です。所有機械はトラクター1台、培土機1台、ハンマーナイフ1台を所有しています。販路につきましては、量販店、レストラン、仲卸業者です。

取得農地の営農計画ですが、大根、ナスを栽培予定です。通作距離は車で13分です。販路については量販店、レストラン、仲卸業者です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号2を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

## 挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。  
続きまして、議案第1号、番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者、一般社団法人東京都農業会議 会長 青山 侑、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇、備考として、農地中間管理機構による中間保有となります。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第1号、番号3について担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適  
化推進委員 (西村 一彦 君) 議案第1号、番号3 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について調査内容を報告します。現地調査は6月14日(水)午前10時10分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。営農計画等については、農地中間管理機構へ利用権を設定する案件であるため、今後借受人が決定した際に聴取します。

また、農地中間管理機構である東京都農業会議は、借受人が決定するまでの申請地の管理について、東京農業アカデミーの研修生へ週一回程度の耕耘を依頼する予定です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適正に肥培管理すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号3を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

## 挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。  
続きまして、議案第1号、番号4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者、一般社団法人東京都農業会議 会長 青山 侑、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇

○、利用内容○○、設定時期○○、備考として、農地中間管理機構による中間保有となります。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第1号、番号4について担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適  
化推進委員

(池田 幸司 君) 議案第1号、番号4 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について調査内容を報告します。現地調査は6月14日(水)午前9時50分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。営農計画等については、農地中間管理機構へ利用権を設定する案件であるため、今後借受人が決定した際に聴取します。

また、農地中間管理機構である東京都農業会議は、借受人が決定するまでの申請地の管理について、東京農業アカデミーの研修生や瑞穂町の農家へ週一回程度の耕耘を依頼する予定です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適正に肥培管理すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号4を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第2号番号1、相続税納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第2号番号1について説明します。農地の所在○○、地目○○、面積○○、申請人○○、証明内容○○、適格者証明○○。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第2号、番号1について担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適  
化推進委員

(池田 幸司 君) 議案第2号、番号1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月14日(水)午前9時30

分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。申請者の〇〇さん本人より聞き取りした内容を報告します。〇〇さんの現在の営農状況ですが、トマト、ジャガイモ、ネギを栽培しています。

耕作面積は約3反5畝です。農業従事者は本人と妻です。農業従事日数は本人が230日、妻が150日です。所有機械は耕耘機1台、動噴1台、軽トラック1台を所有しています。販路につきましては、自家消費です。

取得農地の営農計画ですが、ネギ、ジャガイモを栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路については自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第2号、番号1についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇

○、面積○○、譲渡人○○、譲受人○○、転用理由住宅用地。番号 3、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、譲受人○○、転用理由住宅用地。番号 4、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、譲受人○○、転用理由住宅用地。番号 5、農地の所在○○、地目○○、面積○○、譲渡人○○、譲受人○○、転用理由住宅用地。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 5 年瑞穂町農業委員会 6 月総会を閉会といたします。

閉 会          午後 1 時 55 分